3一般管理費	—	—	1,408,420,720	1,408,420,720
4財務費用	—	—	7,427,384	7,427,384
計	5,835,616,386	2,369,862,031	3,710,766,155	11,916,244,572
Ⅱ事業収益				
1運営費交付金収益	4,571,269,638	2,207,469,074	3,642,685,929	10,421,424,641
2事業収入	1,085,490,382	—	—	1,085,490,382
3受取利息	—	—	13,835	13,835
4基金運用益	—	157,464,000	—	157,464,000
5寄付金収益	8,636,946	—	—	8,636,946
6受託収入	105,745,183	—	—	105,745,183
7施設費収益	963,548	—	—	963,548
8資産見返負債戻入	63,510,689	—	23,739,484	87,250,173
9雑益	—	4,928,957	44,375,582	49,304,539
計	5,835,616,386	2,369,862,031	3,710,814,830	11,916,293,247
Ⅲ事業損益	—	—	48,675	48,675
Ⅳ総資産				
1有形固定資産	97,826,440,966	—	587,329,499	98,413,770,465
2無形固定資産	32,768,883	—	35,421,773	68,190,656
3その他の資産	73,717,503	10,148,797,806	2,241,646,752	12,464,162,061
計	97,932,927,352	10,148,797,806	2,864,398,024	110,946,123,182

㈱1．区分の方法

区分は、青少年教育事業（企画及び研修支援事業）と基金事業（助成金の交付及び普及・啓発事業）に区分し、その他共通的な事項を法人共通として区分しております。

2．各事業の内訳

事業区分	
青少年教育事業	青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言を行うとともに、先導的かつ専門的な事業を企画・立案し、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図るために必要な事業
基金事業	青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付並びに附帯事業を行うために必要な事業（機構に関する省令第15条により区分経理）

3．一般管理費の「法人共通」(1,408,420,720円）は各セグメントに配賦しなかった費用であり、その主な内容は外部委託費、賃借料、保守・修繕費でありそれぞれ204,729,190円、201,670,308円、469,069,264円であります。

4．損益外減価償却相当額3,506,656,985円は、全額青少年教育事業であります。

5．引当外退職給付増加見積額は、青少年教育事業△224,766,011円、基金事業6,075,324円、法人共通79,440,356円となっております。

6．引当外賞与見積額は、青少年教育事業3,933,396円、基金事業△414,257円、法人共通11,768,089円となっております。

7．有形固定資産、無形固定資産の「法人共通」合計（622,751,272円）は各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主な内容は電子計算機、ソフトウェアでありそれぞれ513,447,072円、35,185,773円であります。

8．目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、青少年教育事業において102,880円発生しております。

Ⅰ．重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上は、退職一時金及び基金事業に係るものについては業務達成基準、その他については期間進行基準により行っております。

2．基金運用益の計上基準

基金運用益は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務のための支出額を限度として収益化しております。基金運用利益金負債勘定は、子どもゆめ基金の資金運用先である有価証券に係る有価証券利息のうち、収益化未済の金額が記載されております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～64年
構築物	2年～55年
機械及び装置	2年～16年
船舶	2年～13年
車両運搬具	2年～7年
工具器具備品	2年～16年

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金を減額しております。

無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4．賞与に係る見積額の計上基準

賞与については運営費交付金により財源が措置されておりますので、賞与の見積額を貸借対照表注記において表示し、賞与の増加額を行政サービス実施コスト計算書に表示しております。

5．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付については運営費交付金により財源が措置されておりますので、退職給付の見積額を貸借対照表注記において表示しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。